

平成18年第4回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成18年12月8日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開会	平成18年12月8日 午前10時02分			議 長 山 口 要	
	散会	平成18年12月8日 午後0時30分			議 長 山 口 要	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	小 田 寛 之	出	12番	太 田 重 喜	出
	2番	大 島 恒 典	出	13番	山 口 榮 一	出
	3番	梶 原 睦 也	出	14番	野 副 道 夫	出
	4番	秋 月 留 美 子	出	15番	深 村 繁 雄	出
	5番	園 田 浩 之	出	16番	副 島 敏 之	出
	6番	副 島 孝 裕	出	17番	田 口 好 秋	出
	7番	田 中 政 司	出	18番	西 村 信 夫	出
	8番	川 原 等	出	19番	平 野 昭 義	出
	9番	織 田 菊 男	出	20番	山 田 伊 佐 男	出
	10番	芦 塚 典 子	出	21番	山 口 栄 秋	出
11番	神 近 勝 彦	出	22番	山 口 要	出	

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太一郎	福祉課長(本庁)	大森 紹正
	助 役	古賀 一也	農林課長(本庁)	
	教 育 長	池田 修	商工観光課長(本庁)	宮崎 和則
	総務部長	中島 庸二	建設課長(本庁)	松尾 龍則
	企画部長	桑原 秋則	会計課長	岸川 久一
	市民生活部長	中山 逸男	農業委員会事務局長	
	福祉部長	田代 勇	学校教育課長	江口 常雄
	産業振興部長	井上 新一郎	社会教育課長	
	まち整備部長	山口 克美	総務課長(支所)	
	教育次長		市民税務課長(支所)	
	嬉野総合支所長	森 育男	保健環境課長(支所)	
	総務課長(本庁)	片山 義郎	福祉課長(支所)	
	財政課長	田中 明	農林課長(支所)	
	企画課長	三根 清和	商工観光課長(支所)	
	地域振興課長		建設課長(支所)	
	市民税務課長(本庁)		下水道課長	
	保健環境課長(本庁)	山口 久義	水道課長	角 勝義
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	筒井 昇	書記	飯田 邦芳
	書記	太田 長寿		

平成18年第4回嬉野市議会定例会議事日程

平成18年12月8日（金）

本会議第1日目

午前10時 開議

- | | | |
|-------|------------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 議案第151号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度嬉野市一般会計補正予算（第4号）） |
| 日程第4 | 議案第152号 | 嬉野市防犯設備の設置及び管理に関する条例について |
| 日程第5 | 議案第153号 | 嬉野市景観計画策定審議会設置条例について |
| 日程第6 | 議案第154号 | 嬉野市税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第7 | 議案第155号 | 嬉野市災害被害者に対する市税等の減免に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第8 | 議案第156号 | 嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第9 | 議案第157号 | 佐賀県市町総合事務組合の設立について |
| 日程第10 | 議案第158号 | 佐賀県市町村職員退職手当組合の解散について |
| 日程第11 | 議案第159号 | 佐賀県市町村職員退職手当組合の解散に伴う財産処分について |
| 日程第12 | 議案第160号 | 佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合の解散について |
| 日程第13 | 議案第161号 | 佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について |
| 日程第14 | 議案第162号 | 佐賀県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の解散について |
| 日程第15 | 議案第163号 | 佐賀県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分について |
| 日程第16 | 議案第164号 | 佐賀県市町村交通災害共済組合の解散について |
| 日程第17 | 議案第165号 | 佐賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について |
| 日程第18 | 議案第166号 | 佐賀県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散について |
| 日程第19 | 議案第167号 | 佐賀県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分について |
| 日程第20 | 議案第168号 | 佐賀県自治会館組合の解散について |

日程第21	議案第169号	佐賀県自治会館組合の解散に伴う財産処分について
日程第22	議案第170号	佐賀県後期高齢者医療広域連合の設置について
日程第23	議案第171号	損害賠償の額を定めることについて
日程第24	議案第172号	市道路線の廃止について
日程第25	議案第173号	市道路線の認定について
日程第26	議案第174号	平成18年度嬉野市一般会計補正予算(第5号)
日程第27	議案第175号	平成18年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
日程第28	議案第176号	平成18年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算(第2号)
日程第29	議案第177号	平成18年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算(第3号)
日程第30	議案第178号	平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算(第2号)
日程第31	議案第179号	平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算(第2号)
日程第32	議案第180号	平成18年度嬉野市水道事業会計補正予算(第3号)
日程第33	諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第34	諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第35	諮問第5号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第36	委員長報告	平成17年度一般会計及び小学校組合歳入歳出決算審査特別委員会 平成17年度特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算審査特別委員会
日程第37	決算認定	
	議案第132号	平成17年度塩田町一般会計歳入歳出決算認定について
	議案第133号	平成17年度塩田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第134号	平成17年度塩田町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第135号	平成17年度塩田町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について

議案第136号	平成17年度嬉野町一般会計歳入歳出決算認定について
議案第137号	平成17年度嬉野町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算認定について
議案第138号	平成17年度嬉野町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
議案第139号	平成17年度嬉野町嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について
議案第140号	平成17年度嬉野町嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について
議案第141号	平成17年度嬉野都市計画下水道事業嬉野町公共下水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について
議案第142号	平成17年度塩田町・嬉野町小学校組合歳入歳出決算認定について
議案第143号	平成17年度嬉野市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第144号	平成17年度嬉野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第145号	平成17年度嬉野市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
議案第146号	平成17年度嬉野市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について
議案第147号	平成17年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について
議案第148号	平成17年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について
議案第149号	平成17年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について
議案第150号	平成17年度嬉野市水道事業会計決算認定について
日程第38	委員長報告
	総務企画常任委員会 まちづくりについて
	文教厚生常任委員会 福祉問題について
	産業建設常任委員会 農業及び観光問題について

午前10時2分 開会

議長（山口 要君）

皆さんおはようございます。平成18年12月定例市議会にお集まりをいただきまして、まことに御苦労さまでございます。

本日は、全員出席であります。それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成18年第4回嬉野市議会定例会を開会いたします。

今議会の議会運営につきましては、12月6日に議会運営委員会を開催していただきましたので、その結果について報告を求めます。山口榮一議会運営委員長。

議会運営委員長（山口榮一君）

皆さんおはようございます。12月議会もいよいよきょうから始まることになりました。6日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果を報告いたしたいと思います。

まず、第1日、12月8日、本会議。開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、議案一括上程、提案理由の説明、委員長報告、決算認定、委員長報告となっております。

第2日、12月9日土曜日、休会。議案審査。

第3日、12月10日日曜日、休会。議案審査。

第4日、12月11日月曜日、委員会。常任委員会。

第5日、12月12日火曜日、委員会。常任委員会。

第6日、12月13日水曜日、本会議。一般質問。

第7日、12月14日木曜日、本会議。一般質問。

第8日、12月15日金曜日、本会議。一般質問となっております。今回、一般質問が16人でございますので、13日に5名、14日に5名、15日に6名ということで決定をいただきました。

第9日、12月16日土曜日、休会。議案審査。

第10日、12月17日日曜日、休会。議案審査。

第11日、12月18日月曜日、本会議。議案審議。

第12日、12月19日火曜日、本会議。議案審議。

第13日、12月20日水曜日、本会議。討論、採決、閉会となっております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

ただいま委員長から報告のあったとおりであります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議会運営についての報告を終わります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

嬉野市議会会議規則第78条の規定によって、会議録署名議員に16番副島敏之議員、17番田口好秋議員、18番西村信夫議員を今会期中指名いたします。

日程第2．嬉野市議会会議規則第4条の規定によって、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月20日までの13日間といたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。会期は、本日から12月20日までの13日間に決定をいたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付しております会期日程のとおりでありますので、御了承をお願いいたします。

また、本定例会に提出されました陳情につきましては、お手元に配付している文書表のとおり、所管の委員会において審査、検討、調査をお願いいたしますが、陳情第20号 平成19年度税制改革に関する要望につきましては、委員会付託が適当でないと思われまますので、この場での報告のみとさせていただきますので、御了承いただきたいと思います。

日程第3．議案第151号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度嬉野市一般会計補正予算（第4号））から日程第35．諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦についてまでを一括して議題といたします。

朗読を省略いたしまして、提案理由の説明を求めます。市長。

市長（谷口太一郎君）

皆様おはようございます。ただいま今議会の開会となりました。会期中、真摯に努力いたしますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

また、本議会におきましては、16名の議員の皆さんから一般質問等も承っております。できる限りお答えを申し上げたいと思いますので、よろしく御指導賜りますようお願い申し

上げたいと思います。

それでは、提案理由を申し述べさせていただきたいと思います。

本日、平成18年第4回嬉野市議会定例会の開会に当たりまして、議員皆様の日ごろの御活動、御活躍に敬意を表しますとともに、本市行政に対します御尽力と御支援、御協力に厚く御礼を申し上げるところでございます。

国内経済は回復傾向にあると言われておりますが、地方においては個人消費の低迷が続くなど厳しい状況にあります。

さて、新幹線関係につきましては、27日に早期実現を目指す総決起大会を、嬉野、武雄、両市の九州新幹線西九州ルート促進期成会と県西部地区の議員の皆様で結成されました議員連盟との主催により、嬉野市体育館で開催したところでございます。古川康佐賀県知事、金子原二郎長崎県知事を初め、両県の議員の皆様や自治体の首長、経済関係者に御出席いただき、市民の皆様とあわせて約1,600人の大会を開くことができました。来年度の政府予算の確保、建設促進に向けて大きなアピールができたと考えておるところでございます。

また、11月3日には、青少年育成等の健全化を目指しまして、佐賀県唯一のプロサッカーチーム「サガン鳥栖」との交流と連携を進めていくため、交流宣言を締結いたしました。これはサッカー交流を通じて、市民の健康づくりを進めるとともに、将来は嬉野温泉を活用した選手向けのリハビリタウンを健康保養のまちづくりとして推進していくなど、合意をいたしておるところでございます。選手によるサッカー教室の開催や市の広報活動等に選手を起用することも可能で、市の知名度アップに大いに貢献すると思われれます。また、スタジアム等ではハーフタイムに伝統芸能の披露や市の観光、物産のPRが実施できると考えておるところでございます。

次に、同じ趣旨で11月5日には、県内では先駆的な取り組みといたしまして、地域ぐるみで子供たちの安全を研究する大会を開催いたしました。安全教育に関する授業を市内すべての小・中学校で実施し、その授業を市民の皆様にご覧させていただきました。また、嬉野市中央公民館では、専門家による講演会やパネルディスカッションを実施したところでございます。大会は「心を合わせてみんなで守ろう嬉野の子ども」をテーマに、地域ぐるみで子供たちの安全を守るための具体的な方策について取り組み状況の報告がなされたところでございます。今後の地域の活動に生かされるものと確信をしておるところでございます。

次に、市民憲章、市の花、市の木の制定につきましては、広く市民の皆様に応募をお願い

いたしましたところ、嬉野市の未来を担う市内すべての小・中学校、児童・生徒からも多数の応募がありました。今後、選考委員会を開催し、市民憲章、市の花、市の木を決定していきたいと考えておるところでございます。

さて、今議会への提出議案につきましては、一般会計補正予算の専決処分の承認を求めるもの1件、条例の制定2件、一部改正が3件、一部事務組合の設立、廃止に伴うもの14件、損害賠償の額を定めることについて1件、市道の廃止1件、市道の認定1件、平成18年度補正予算が7件、人権擁護委員候補者の推薦について3件の全部で33件について、御審議をお願いするものでございます。

議案第151号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度一般会計補正予算（第2号））について御説明を申し上げます。

去る9月17日の台風13号により被害を受けました市の施設の迅速な復旧を図るため、既決予算で対応できない施設につきましては、予備費で対応いたしました。特に被害額の大きかった嬉野中学校及び志田焼の里博物館について、また、お茶の品評会の入賞者が予定より多くございましたので、表彰等の報償費に不足を生じたため、所要の補正を行う専決処分をいたしましたので、その承認を求めるものでございます。

議案第152号及び議案第153号の2議案は、条例の制定でございます。

まず、議案第152号 嬉野市防犯設備の設置及び管理に関する条例は、防犯設備の運用に関して、個人情報に係る市民の権利、利益を保護するための条例の制定をお願いするものでございます。

次に、議案第153号 嬉野市景観計画策定審議会設置条例は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、条例の制定をお願いするものでございます。

議案第154号から議案第156号までの3議案は、条例の一部改正でございます。

まず、議案第154号 嬉野市税条例の一部を改正する条例は、学校基本法第1条に規定する学校等において、学校教育上の見地から実施される修学旅行等に参加する児童・生徒及びその引率者に対して、その入湯税を免除するため、条例の改正をお願いするものでございます。来年度、佐賀県で開催されます高校総体の選手及び引率者の入湯税についても課税を免除したいと考えておるところでございます。

次に、議案第155号 嬉野市災害被害者に対する市税等の減免に関する条例、及び議案第156号 嬉野市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正す

る法律など上位法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第157号から議案第169号までの13議案は、佐賀県市町総合事務組合の設立に伴い、佐賀県市町村職員退職手当組合など6組合の解散、財産処分について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第170号 佐賀県後期高齢者医療広域連合の設置については、新たに後期高齢者の医療に関する事務を共同処理するため、地方自治法291条の11の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第171号 損害賠償の額を定めることについては、地方自治法第96条第13号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第172号及び議案第173号の2議案は、道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定により、嬉野町大字下野、塩田町大字大草野で接続する現行市道6路線を廃止し、新たに市道3路線として路線を認定するために議会の議決をお願いするものでございます。

議案第174号から議案第180号までは、平成18年度嬉野市一般会計を初めとした各特別会計及び水道事業会計の補正予算に関するものでございます。

議案第174号 平成18年度嬉野市一般会計補正予算(第5号)について御説明を申し上げます。

9月議会後、制度の改正や事務事業の進捗によるものが主なものでございます。

歳出では、2款の総務費で市民憲章等作成事業に2,101千円、九州新幹線西九州ルート整備関係に235千円、良好な景観の保全と形成のため、景観法に基づく景観計画策定の準備費用に102千円、平成17年度決算剰余金のうち財政調整基金に積み立てるため130,000千円、来年4月の知事・県議会議員選挙に向けての費用に6,300千円などを計上いたしております。

次に、3款の民生費では、障害者自立支援法の施行により、急激に増加した利用者負担金の軽減を図るため、通所授産施設等活動奨励金支給助成事業に853千円、障害児施設等利用者負担軽減事業に360千円、老人施設入所者の増加に伴い措置費に8,006千円などを計上いたしております。

次に、5款の農林水産業費では、新たな米政策対策事業に8,664千円、県単ため池災害防止事業に6,941千円、台風13号による水稻被害対策事業に1,459千円、園芸作物災害対策事業に239千円などを計上いたしております。

6款・商工費では、嬉野市観光ガイドマップ作成に伴う予算の組み替えと、大会等誘致対

策事業に1,000千円を計上いたしております。

9款・教育費では、中学校費で市道改良事業に伴い改築を予定いたしております大野原中学校体育館及び特別教室の解体工事に伴う費用として15,612千円を計上いたしております。

一方、これらを補う財源といたしましては、国庫支出金を4,803千円、合併交付金を伴う県支出金を139,791千円、繰越金を147,828千円、市債を53,300千円など計上し、今回は113,176千円を追加補正し、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ11,340,996千円とするものでございます。当初予算比791,996千円増で、率で7.5%の増となるものでございます。

なお、合併前の旧両町の前年同期比は903,863千円増で、8.7%の増となっております。

次に、議案第175号 平成18年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、平成16年度年度の旧塩田町の医療費が基準を超過していたため、国、県等から11,235千円の負担があったためでございます。歳出で同額を基金に繰り戻すなど、歳入歳出それぞれ69千円を増額し、補正後の予算総額を3,859,310千円とするもので、前年同期比は221,020千円、率で6.1%の増でございます。

次に、議案第176号 平成18年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、下水道事業債の充当率の変更に伴い、市債を8,600千円増額し、歳出では事業費の組み替えが主なもので、歳入歳出それぞれ5,170千円を減額し、補正後の予算総額は396,719千円とするもので、前年同期比は159,999千円で、率で67.6%の増でございます。

次に、議案第177号 平成18年度嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、下水道事業債の充当率の変更により、市債を15,100千円、消費税・地方消費税還付金を15,272千円など、歳入の増額補正に伴い、一般会計繰入金金を41,017千円減額し、歳入歳出予算の総額は649,961千円とするもので、前年同期比は237,869千円、率で26.8%の減となります。

次に、議案第178号 平成18年度嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、事業の進捗に合わせて事業費を組み替えるもので、歳入歳出予算の増減はございません。

次に、議案第179号 平成18年度嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、前号議案同様、事業の進捗に合わせて事業費を組み替えるもので、歳入歳出予算の増減はございません。

次に、議案第180号 平成18年度水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

資本的収入では、工事負担金及び他会計補助金並びに負担金を8,999千円増額し、補正後の予算額を59,747千円とし、資本的支出では、消火栓取りかえに650千円、区画整理区域内の配水管布設に1,000千円増額し、水道施設統合事業を8,650千円減額するなど、建設改良費を7,000千円減額し、補正後の予算額を211,395千円とするものでございます。

次に、諮問第3号から諮問第5号までの3議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、議会の意見を求めるものでございます。

平成19年3月31日をもちまして、永末辰次郎氏、福田素子氏、田中美津子氏の3氏の任期が満了となります。

まず、諮問第3号の永末辰次郎氏は、嬉野市嬉野町大字 番地3に居住され、
年 月 日生まれの 歳でございます。平成16年4月から人権擁護委員として相談活動を
いただいているところでございます。

次に、諮問第4号の福田素子氏は、嬉野市嬉野町大字 番地に居住され、 年
月 日生まれの 歳でございます。平成13年3月から人権擁護委員として相談活動をして
いただいております。

次に、諮問第5号の田中美津子氏は、嬉野市塩田町大字 番地に居住され、
年 月 日生まれの 歳でございます。平成16年4月から人権擁護委員として相談活動をして
いただいております。

3氏とも社会奉仕の精神に基づき、さまざまな悩みを持つ方々の相談相手として、地域福祉向上のために御尽力されておられます。このような理由で人権擁護委員として適任でありますので、議会の御意見をお願いするものでございます。任期は平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3年間となっております。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で本議会に提案いたしました議案等33件につきまして、概要説明を終わりますが、各

議案の詳細な内容につきましては、担当部長から説明させますので、何とぞ慎重な御審議をお願い申し上げます。

なお、今会期中に人事案件を追加提案する予定でございますので、よろしくようお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明とさせていただきますと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（山口 要君）

これで提案理由の説明を終わります。

次に、提出された議案の細部説明を求めます。

議案第151号及び議案第152号について。総務部長。

総務部長（中島庸二君）

皆さんよろしくお願いいいたします。

それでは、議案第151号について御説明申し上げます。

この議案につきましては、平成18年9月29日で専決処分をしたものについて、専決処分の承認を求めることの議案でございます。

平成18年度嬉野市一般会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分をしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

3ページをお願いいいたします。

平成18年度嬉野市一般会計補正予算の第4号でございますが、このことにつきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,229千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,227,820千円とするものでございます。旧町の対前年比といたしまして817,675千円の増、率にして7.9%の増でございます。当初比としましては、678,820千円の増、6.4%の増を見ております。

続きまして、内容に入ります。事項別明細の6ページをお願いいいたします。

この財源といたしまして、18の繰入金、財政調整基金繰入金という形で11,229千円をお願いするものでございます。

続きまして、7ページをお願いいいたします。

歳出でございますけれども、5款の農林水産業費ということで、4目の茶業振興費で、先ほど市長の提案理由にもございましたけれども、茶業大会の費用140千円をお願いするもの

でございます。合わせまして、この報償費としては650千円になります。このことは今回の全国の茶品評会並びに九州品評会等で上位入賞が多かったことによるものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

6款の商工費の6目の志田焼の里博物館運営費でございますけれども、補正額3,073千円をお願いするもので、13節の委託料、これについては復旧工事費の設計業務で343千円、工事請負費として、台風被害による復旧工事ということで2,730千円をお願いするものでございます。主なものとして、建物4カ所、建具4カ所、建物自体の倒壊が1棟、それから撤去費用等を見ているものでございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

9款の教育費の中で1目の学校管理費で、これは嬉野中学校の台風被害による復旧工事費8,016千円をお願いするものでございます。この内容といたしまして、特に大きかったものは、体育館の連絡通路、それから普通教室の被害、それからグラウンドの防球ネットですね、それから管理棟の一部補修等にかかった費用をお願いするものでございます。

続きまして、議案第152号について御説明を申し上げます。

嬉野市防犯設備の設置及び管理に関する条例について。

嬉野市防犯設備の設置及び管理に関する条例を別紙のように制定するということで、理由といたしまして、嬉野市が設置する防犯設備の適正な設置及び管理運用の基準に関して必要な事項を定める必要があるということでございます。

これにつきましては、当初は特定の方を対象とすればいいのではないかとということでございましたけれども、市民全体に影響を及ぼす制限等や防犯を考慮すれば、個人情報等の制限を受けるので、条例で定める必要が生じたことにより、今回お願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

嬉野市防犯設備の設置及び管理に関する条例の中で、目的といたしまして、第1条、この条例は、嬉野市が市の施設等に設置する防犯設備の適正な設置及び管理に必要な事項を定めることにより、個人情報に関する市民の権利等を保護することを目的とするものでございます。

定義といたしまして、第2条で、この条例において各4号に掲げる用語について、市の施設から本人について、こういう規定を設けております。

適用除外でございますけれども、第3条で、この条例に基づく画像等の取り扱いで、設置

目的以外の目的に利用、もしくは提供、または複製しないものであって、かつ記録された日から7日以内に消去するものについては、嬉野市情報公開条例及び嬉野市個人情報保護法令の規定は適用しないということをお願いするものでございます。

第4条につきましては、防犯設備の設置に当たっては、その設置の箇所及び場所を明示し、かつ嬉野市公告式規則第2条の規定により、公表するものでございます。

2項につきましては、画像等については1から3に規定するものでございます。

それと、4項ですけれども、画像等の取り扱いに当たっては、漏えい、滅失、または棄損の防止、その他の安全管理のために十分注意をし、施錠のできる保管庫等に画像等の記録媒体を保管管理するということにしております。

5項につきましては、1から9項の防犯設備の設置及び目的、撮影、または録音に関する事項から前号に係る防犯設備の適正な設置及び管理運用に必要な事項ということによって定めているものでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

次に、議案第153号について説明を求めます。企画部長。

企画部長（桑原秋則君）

それでは、議案第153号 嬉野市景観計画策定審議会設置条例について御説明を申し上げます。

嬉野市景観計画策定審議会設置条例を別紙のように制定する。

提案理由といたしまして、地方自治法第138条4第3項の規定に基づき、条例の制定をお願いするものでございます。

次のページをお願いします。

嬉野市景観計画策定審議会設置条例。

第2条でございますが、所掌事務についてであります。審議会は、市長の諮問に応じ、市の良好な景観を実現するため、嬉野市の景観計画の策定に関し、必要な事項の調査及び審議を行うものとしております。

第3条でございますが、組織であります。審議会は15名以内の組織といたしまして、市内の関係機関、団体の代表者、公募委員のうちから市長が委嘱するということであり、関係機関、団体の代表といたしまして、建築士会、商工会、観光協会、伝建保存地区の保存会、

農林業の従事者、まちづくり推進研究会、障害者関係団体等などから代表者11名ということをお願いをいたします。それに市民からの公募委員といたしまして4名、合わせて15名の方をお願いをしたいと思っております。

第4条で委員の任期につきましては、景観計画策定の完了までの間といたしております。具体的には景観基本計画の策定検討から本計画の策定、いわゆる計画区域の設定までということといたしております。

第6条には、会議の招集、議決等を定めておりますが、第4項には、審議会が必要と認めるときは専門家の出席を求め、説明及び意見を聞くことができるということとありますが、専門家につきましては、審議会のアドバイザーといたしまして、景観行政専門の大学教授の方を予定いたしております。

第7条は、委任事項といたしまして、この条例は条例に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるとしてあります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するということといたしております。

御審議のほどよろしくご願ひいたします。

議長（山口 要君）

次に、議案第154号から議案第156号までについて説明を求めます。市民生活部長。

市民生活部長（中山逸男君）

それでは、議案第154号 嬉野市税条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

今回の税条例の一部を改正する条例は、第142条、入湯税の課税免除の一部の改正でございます。学校教育法第1条に規定する学校 大学は除きますけれども 等において学校教育上の見地から実施される修学旅行、その他の行事等に参加する児童・生徒及びその引率者に対しての入湯税を免除したいということで改正をお願いするものでございます。

次のページに附則といたしまして、平成19年1月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第155号 嬉野市災害被害者に対する市税等の減免に関する条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

今回の税条例の一部を改正する条例は、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、改正するものでございまして、道府県民税の規定を準用する旨の規定が置かれていた市町村民税について、その準用規定を外し、新たに項が設けられたために改正をお願いするもので

ございます。中身については次のページに条文関係の整理をうたっております。

附則といたしまして、平成19年の4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第156号 嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

理由といたしましては、今回の国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、前の議案第155号の改正と同様でございます。地方税法等の一部を改正する法律等の改正に伴いまして、国民健康保険法施行令の一部改正に伴うものですが、先ほど申し上げましたような道府県民税の規定を準用する旨の規定が置かれていた市町村民税につきまして、その準用規定を外し、新たに項が設けられたために改正を行うものでございます。

附則といたしましては、19年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

次に、議案第157号から議案第169号までについて説明を求めます。総務部長。

総務部長（中島庸二君）

それでは、御説明申し上げます。

議案第157号 佐賀県市町総合事務組合の設立についてでございます。

地方自治法第284条第2項の規定により、次のとおり佐賀県市町総合事務組合を設立することによって、同法第209条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

設立につきましては、平成19年4月1日。関係地方団体は別紙のとおり44ございます。3番目の共同処理に関する事務については、10事務でございます。組合規約については別紙のとおりでございます。

この大きな理由といたしまして、構成団体の市町が市町村合併により数の減少によるものと、また、それぞれの組合での事務を行えば不効率のため、統一して効率化、強化及び経費の削減が見込まれることによるものが大きな原因でございます。

ここにも理由として書いておりますように、平成19年3月31日をもって解散する佐賀県市町村職員退職手当組合、佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合、佐賀県市町村非常勤職員公務災害補償等組合、佐賀県市町村交通災害共済組合、佐賀県自治会館組合及び佐賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を統合し、総合的事務組合化を図るため、佐賀県市町総合組合を設立する必要があるということで、書いておりますように、先ほどの理由により、この

ような組合を設立するものでございます。

続きまして、議案第158号をお願いいたします。

佐賀県市町村職員退職手当組合の解散についてということで、先ほど理由を申し上げましたように、3月31日をもって解散することによって議会の議決を求めるものでございます。

議案資料の1ページ、2ページに組合の内容については記載をしております。

続きまして、議案第159号でございます。

佐賀県市町村職員退職手当組合の解散に伴う財産処分についてということで、理由は、先ほど申し上げましたとおりでございます。財産の明細は3枚目でございます。合計で基金として5,873,239,100円の基金がございます。

続きまして、議案第160号をお願いいたします。

佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合の解散についてということで、これも平成19年3月31日をもって解散をするものでございます。理由につきましては、前議案と同様でございます。これは議案資料の3ページを見ていただければ、組合の内容等について記載をされております。

続きまして、議案第161号でございます。

佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分についてということで、財産の名称は3枚目でございます。基金として129,267,963円が財産でございます。

続きまして、議案第162号でございます。

佐賀県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の解散について、平成19年3月31日をもって解散することで議会の議決を求めるものでございます。理由については、先ほど申し上げました前議案等と同じ理由でございます。資料につきましては、議案資料の4ページ、5ページを御確認いただければと思います。

続きまして、議案第163号でございます。

佐賀県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分についてということで、理由としては、先ほどの理由でございますけれども、財産明細は3枚目でございます。基金といたしまして75,122,226円財産としてございます。

続きまして、議案第164号でございます。

佐賀県市町村交通災害共済組合の解散について、これも同様に19年の3月31日をもって解散することで議会の議決を求めるものでございます。理由については、前議案等と同様でござ

ございます。これは議案資料の6ページに内容について記載しております。

続きまして、議案第165号でございます。

佐賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分についてということで、理由も、期日も先ほどの議案と同等でございます。財産明細は3枚目でございます。この財産として基金として275,274,185円を財産とするものでございます。

それと、続きまして、議案第166号でございます。

佐賀県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散についてということでございます。これも前議案等と同様の理由で3月31日をもって解散するもので、議会の議決を求めるものでございます。内容につきまして議案資料の7ページをお願いいたします。

続きまして、議案第167号でございます。

佐賀県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分についてということで、この明細については3枚目に財産処分の基金として9,595千円の財産がございます。

続きまして、議案第168号 佐賀県自治会館組合の解散についてということで、これも前議案等と同様な理由で3月31日に解散することで議会の議決を求めるものでございます。これは議案資料の8ページに内容を記載しております。

続きまして、議案第169号でございます。

佐賀県自治会館組合の解散に伴う財産処分についてということで、前議案等と同様な理由で議会の議決を求めるものでございます。財産は3枚目でございますように、土地が3,116.11平米、建物として2棟、本館、分館がございます。基金といたしましては82,540,411円ございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（山口 要君）

次に、議案第170号について説明を求めます。市民生活部長。

市民生活部長（中山逸男君）

それでは、議案第170号 佐賀県後期高齢者医療広域連合の設置について御説明を申し上げます。

このことにつきましては、平成20年4月から創設されます75歳以上の方を対象とした後期高齢者医療制度につきまして、地方自治法第284条第3項の規定によりまして、次のとおり佐賀県後期高齢者医療広域連合を設置することについて、同法第291条の11の規定

により、議会の議決を求めるものでございます。

設立年月日は平成19年2月1日といたしまして、関係地方公共団体名は佐賀市など10市13町の県下全市町をもって組織するものでございます。

共同処理する事務、あるいは広域連合の規約（案）については、別紙のとおりでございます。

設置する理由といたしましては、高齢者の医療の確保に関する法律第48条の規定によりまして、後期高齢者の医療に関する事務を共同処理するため、別紙規約により、佐賀県後期高齢者医療広域連合を設置する必要があるということで議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

次のページの共同処理する事務につきましては、被保険者の資格の管理に関する事務、医療給付に関する事務、保険料の賦課に関する事務、保健事業に関する事務などございまして、被保険者の資格管理に関する申請及び届け出の受け付けなどについては、いわゆる窓口事務になりますけれども、その分については各市町の事務となります。

別添規約（案）につきましては、2ページの第7条、広域連合の議会の議員の定数は25人とし、第8条で関係市町各1人、そして、市のうち75歳以上の人口の最も多い市、町のうち75歳以上の人口の最も多い町から各1人を各関係市町の議会において選挙するものとなっております。

第9条につきましては、広域連合議会の任期につきましては、当該関係市町の議会の議員としての任期によるものとするものでございます。

3ページの15条の補助職員につきましては、広域計画の策定や電算システムの構築、あるいは保険料の算定等の業務を行う職員を26人配置する予定で、嬉野市からも1人派遣の予定となっております。

18条の広域連合の経費の支弁の方法で、国、県の支出金のほか、関係市町の負担金につきましては、5ページの別表第2で共通経費で均等割10%、人口割45%、高齢者割45%となっております。

前のページに戻っていただきまして、4ページの施行期日については、この規約は平成19年2月1日から施行する。ただし、第11条第2項及び第12条第5項の規定については、これは会計管理者になりますけれども、平成19年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（山口 要君）

次に、議案第171号について説明を求めます。総務部長。

総務部長（中島庸二君）

それでは、御説明申し上げます。

議案第171号 損害賠償の額を定めることについてということで、議会の議決を求めますのでございます。

損害賠償の額といたしまして、189,535円。損害賠償の相手方、番
地、番
さんでございます。女性の方でございます。

3番の事件の概要といたしまして、平成18年3月20日午前11時ごろ、嬉野総合運動公園（みゆき公園）で公園内の老朽化した遊具手すりの木片により、右手を刺傷、地元の医院で治療されましたが、6月になっても完治しなかったため、嬉野医療センターで診断を受け、10日間の入院手術をされたということでございます。

この189,535円につきましては、ほとんど治療費でございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

次に、議案第172号及び議案第173号について説明を求めます。まち整備部長。

まち整備部長（山口克美君）

それでは、議案第172号 市道路線の廃止について、及び議案第173号 市道路線の認定については、関連がございますので、一括して御説明申し上げます。

今回、提案をしております市道路線の廃止及び認定に関する議案は、2町の合併に伴うものでございまして、議案資料の9ページから14ページに示しておりますように、旧町境で接続し、かつ同様の路線名を使用している6路線を廃止いたしまして、起点及び終点を変更し、それぞれ1本の路線として再認定をお願いするものでございます。

該当の路線名及び起点、終点につきましては、記載のとおりでございます。

以上、道路法第10条第3項の規定並びに第8条第2項の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（山口 要君）

次に、議案第174号について説明を求めます。総務部長。

総務部長（中島庸二君）

それでは、説明申し上げます。

議案第174号 平成18年度嬉野市の一般会計補正予算（第5号）については、次に定めるところによるものでございます。

これにつきましては、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ113,176千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,340,996千円とするものでございます。

第2項につきましては、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表の歳入歳出補正予算によるものでございます。

また、第2条といたしまして、地方債の補正をお願いするものでございます。

これは対前年同期比といたしまして、先ほど市長申し上げましたけれども、額にして903,863千円の増、率にして8.7%の増となります。

次のページの予算書の中身でございますけれども、2ページ、3ページを関連させていただいております。

一番今回補正が大きかったものは、3ページの繰越金の147,829千円、2番目として、2ページの県支出金139,791千円の増の予算でございます。減といたしましては、3ページの繰入金の207,227千円が一番多くて、次の2番目としましては、諸収入の26,298千円の減が大きなものがございます。

続きまして、4ページをお願いします。

歳出といたしまして一番大きかったものは、総務費の141,170千円の増でございます。それと、2番目としまして、6ページの教育費の16,642千円でございます。減の大きなものとしては、5ページの7款の土木費の53,892千円でございます。

事項別明細により、説明を申し上げます。

まず、10ページをお願いいたします。

14款の国庫支出金、1目の民生費国庫負担金でございますけれども、1節の社会福祉国庫負担金で事業運営安定化基準超過費用共同負担金3分の1で3,745千円をお願いするものでございますけれども、これにつきましては、12ページの県負担金3,745千円も同等で国民健康保険の医療費の増の交付金の減に伴う負担金ということで、今回、国、県で高額医療での交付金の削減によるもので、この分の負担金を交付されるもので、これは平成16年度分でございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。

15款の県支出金の1目の総務費県補助金の一番上から2行目ですけれども、合併市町村交付金（定額）ということで118,987千円をお願いするものでございますが、これは合併の市町村交付金の今年度分150,000千円のうちの今回追加の分でございます。これ以外に17年度分につきましては、140,470千円で17年度は合併交付金を充当させていただいております。財源の主なものになっていることでございます。

続きまして、次のページ、15款の県支出金の1目の総務費委託金でございます。5番の選挙費委託金で6,796千円を今回歳入としてお願いするものですが、この中には佐賀県条例制定直接請求署名審査費505千円と、4月8日予定の佐賀県知事及び佐賀県議会議員選挙として6,291千円の委託金を計上させていただいております。中身については、歳出で御説明申し上げます。

次の16ページをお願いいたします。

18款の繰入金で1目の財政調整基金繰入金でございますけど、財政調整基金を222,838千円減額させていただいております。これにつきましては、現在高が12月補正完了後、財調の残高としまして532,266千円になるかと思っております。

続きまして、次の17ページをお願いいたします。

19の繰越金、1目の繰越金でございますけれども、前年度繰越金が全体で244,634千円ございました。これをすべて前年度繰越金として今回計上いたしまして、後ほど歳出で出てまいりますけれども、13,000千円をこの中から財調に積むものでございます。この繰越金として残り17,829千円が17年度分の繰越金の残として（発言する者あり）失礼しました。147,828千円が前年度繰越金でございます。

続きまして、歳出でございます。

21ページをお願いいたします。

2款の総務費、一般管理費でございますけれども、嬉野市の花及び木及び市民憲章に関する予算として報償費101千円、それから、工事請負費2,000千円ということでお願いを申し上げます。これにつきましては、工事費は旧嬉野町、塩田町、市民憲章がございまして、その旧町の市民憲章の書きかえに要するもので1,000千円ずつをお願いするものでございます。市の花及び木、市民憲章につきましては、現在、集計中でございますけれども、憲章が68、市の花、木の応募が431、応募がっております。

それと、6目の企画費でございますけれども、19節・負担金、補助及び交付金につきましては235千円、今回、九州新幹線西九州ルート地域振興連絡協議会等に35千円、これは沿線自治体の負担金でございます。補助金として、旗、看板、バス等の費用の不足額として200千円をお願いするものでございます。この連絡協議会の中身として、22団体等がいらっしゃいます。

8目の地域振興事業費でございますけれども、先ほど条例もございましたけれども、景観策定審議会委員15人、報償費が景観計画策定審議会の講師謝金、それから費用弁償、合わせて102千円をお願いするものでございます。

続きまして、22ページでございます。

次のページ、12目の公会堂費で、修繕料につきましては、現在、嬉野市の公会堂のどんちようが一部可動不能になっておりまして、その分の修繕料の費用追加をお願いして500千円をお願いするものでございます。

それと、15目の工事請負ですけれども、これはステージの両サイドにスポット的な照明設備を設ける費用として1,070千円をお願いするものでございます。

続きまして、24ページをお願いいたします。

2款の総務費の4目・佐賀県条例制定直接請求名簿審査費ということで509千円でございますけれども、これについては、プルサーマル計画の是非を問う条例制定を県で企画されておりますけれども、その分の署名人名簿審査ということで、名簿審査の費用ということで509千円を費用として計上するものでございます。期間としまして、名簿を提出時期が12月13日までで、もし、13日に出されれば、それから20日間で審査をするということでございます。ちなみにこの費用の算出根拠といたしまして、2,400人の名簿を想定しております。

続きまして、下の知事・県議選につきましては6,300千円、投票日は4月8日ということで想定をされておりますけど、まだ確定ではございません。

続きまして、26ページをお願いいたします。

3款の民生費の障害者福祉費、2目でございますけれども、この中で通所授産施設等活動奨励金支給助成事業853千円、障害児施設等利用者負担軽減事業ということで360千円をお願いするものでございますけれども、授産施設の利用者に対しての軽減、上の方が38人を想定しての算出根拠でございます。下の障害児の負担の軽減につきましては、8人を想定させていただいております。

続きまして、3目の老人福祉費でございますけれども、老人施設入所措置費8,006千円ということでございますけれども、これは県の軽費の老人ホームいずみ荘の閉園等、その他にも入所希望があられることで8,006千円をお願いするものでございます。今のこの予算では一応8人を想定させていただいております。

続きまして、28ページ。

4款の衛生費、保健衛生総務費で精神障害者小規模作業所運営費484千円でございますけれども、これについては、障害者自立支援法施行に伴う負担割合の増ということで、ひまわり、みふねの2カ所についての負担金ということで計上させていただいております。

31ページをお願いいたします。

5款の農林水産業費でございますけれども、農業振興費、新たな米政策対策事業ということで19節の補助金で8,664千円。この内容につきましては、真崎の集落営農組合が立ち上げをしていただきましたので、このことについての助成につきましては、トラクター、カルチ、コンバイン、田植え機等を1台ずつお願いするものでございます。

その下の水稻被害対策事業と園芸作物災害対策事業について1,698千円でございますけれども、水稻被害対策事業につきましては、9月17日の台風13号の被害により、共乾施設の固定経費の一部補助でございます。下の園芸作物については、茶樹の樹勢回復、改植等の補助金ということで計上をお願いするものでございます。

そのページの8目の農業農村整備費でございますけれども、県単ため池災害防止事業と県単ため池災害防止事業の工事費、合わせまして、この分につきましては、石垣地区の本源寺ため池の堤塘改修による設計費と工事費をお願いするものでございます。

33ページをお願いいたします。

6款の商工費の4目・観光費でございますけれども、嬉野観光ガイドマップ2,700千円ということで、印刷製本費から組み替えましてお願いするものは、これはのほほん散策マップ等の新しい嬉野市になりまして、塩田、嬉野の合同のパンフレットということを作成するための組み替えで、業者に委託して、この作成費用という形でお願いするものでございます。

37ページをお願いいたします。

8款の消防費、3目の消防施設費でございますけれども、負担金で消火栓設置工事ということで650千円お願い申し上げておりますけど、これについては、塩田地区の畦川内の地上式の消火栓が現在破損的な状態になっておりまして、これを今回地下式の消火栓につけかえ

る費用の負担金でございます。

続きまして、40ページをお願いいたします。

9款の教育費、3目・学校建設費でございますけれども、14節の使用料及び賃借料につきましては、市道大野原学校線の改良によります体育館、特別教室の移設で、14節の分につきまして340千円は、その中の備品等の一時保管庫の費用でございます。

15の工事請負費については、この特別教室、体育館の解体費用をお願いするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（山口 要君）

次に、議案第175号について説明を求めます。市民生活部長。

市民生活部長（中山逸男君）

それでは、45ページ、議案第175号 平成18年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明をいたします。

平成18年度嬉野市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条で歳入歳出予算の補正ですけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,859,310千円とするもので、対前年同月比で221,020千円、6.1%の増でございます。当初予算と比較をいたしまして242,621千円で、6.7%の増となっております。

今回の補正の主なものでは、48ページをお願いしたいんですけれども、48ページの歳入で一般会計繰入金の事業運営安定化基準超過費用額共同負担金繰入金11,235千円でございます。これは国が療養給付費などが著しく高い市町村を指定するようになっております。その指定を受けた市町村は国保事業の運営の安定化に関する計画を定めまして、その安定計画に従いまして、療養給付費等に要する費用の適正化、その他の国保事業の運営の安定化のための措置を講じなければならないということになっております。

しかしながら、地域の特別事情を勘案しても、基準を超える高い給付費の部分については、指定年度の2年後、国、県、市町村が3分の1ずつを負担することになっておるところでございます。それで、旧塩田町において、平成16年度にその指定がなされておりました、本年

度、先ほど総務部長の方からも説明がございましたけれども、国庫負担金、県負担金、それに一般会計負担分を合わせまして、48ページに一般会計繰入金として11,235千円を計上しているところでございます。

その一般会計繰入金により、次のページ、49ページですけれども、保険給付金基金繰入金11,235千円減額補正を行いまして、基金に繰り戻すものでございます。

以上で主なものの説明を終わります。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

議長（山口 要君）

次に、議案第176号から議案第179号までについて説明を求めます。まち整備部長。

まち整備部長（山口克美君）

議案書の52ページをお願いいたします。

議案第176号 平成18年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正で第1条は、歳入歳出それぞれ5,170千円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ396,719千円とするものでございます。対前年同期比は159,999千円、率で67.6%の増となっております。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書の方で御説明いたします。

55ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為につきましては、その設定に不備がございましたので、今回整理をさせていただくものでございます。

債務負担を行う事項といたしましては、ゆうゆう水洗化貯金奨励金で旧嬉野町の公共下水道積立貯金奨励金制度を農業集落排水事業に適用するため、名称を変更し、新市の規則として新たに制定をいたしております。

当初予算におきましては、旧名称のまま一般会計に計上しておりますが、歳出予算は各特別会計に計上することになりますので、それぞれの会計で債務負担行為を設定するものでございます。

期間は平成23年度から26年度まで。限度額は規則に基づく奨励金の額とするものでございます。

次、57ページをお願いいたします。

事項別明細書の歳入から申し上げます。

国庫補助金の補正は、額の確定によるものでございます。

58ページをお願いいたします。

一般会計繰入金を今回15,686千円減額しておりますが、これは財源調整によるものでございます。

59ページの繰越金につきましては、前年度繰越金を今回全額予算化するものでございます。

次、60ページですが、市債の増額補正につきましては、起債充当率の変更に伴うものでございます。

それから、61ページをお願いいたします。

次に、歳出について申し上げます。

1目の一般管理費で公課費のマイナス2,584千円につきましては、消費税及び地方消費税の中間申告が不要となったために減額をするものでございます。

2目、施設管理費で委託料のマイナス2,586千円は、水道事業に委託を予定しておりました使用料の徴収業務を下水道課で行うことになったために減額をさせていただくものでございます。

3目、五町田・谷所地区農業集落排水事業の補正につきましては、測量設計業務等の委託費の確定に伴いまして、事業の進捗を図るために工事請負費へ予算の組み替えをお願いするものでございます。

議案第176号につきましては、以上でございます。

次、64ページをお願いいたします。

議案第177号 平成18年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正で、第1条は、歳入歳出それぞれ5,700千円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ649,961千円とするものでございます。対前年同期比は額で237,869千円、率で26.8%の減となっております。

第1表につきましては、事項別明細書の方で説明いたします。

67ページをお願いいたします。

第2表でございますが、これも前議案で申し上げました理由によりまして、ゆうゆう水洗化貯金奨励金に係る債務負担行為の設定を行うものでございます。

次、69ページをお願いいたします。

事項別明細書の歳入から申し上げます。

一般会計繰入金は財源調整によりまして41,017千円を減額するものでございます。

70ページをお願いいたします。

繰越金につきましては、前年度繰越金を今回全額予算化するものでございます。

71ページをお願いいたします。

雑入で消費税及び地方消費税につきましては、平成17年度分の確定に伴うもので、還付額は本税が21,213,130円、還付加算金が58,900円、合計で21,272,030円となっております。当初予算で6,000千円計上いたしておりましたので、今回、その差額として15,373千円を計上したものでございます。

次の太陽光発電の101千円につきましては、売電電力量の実績見込みにより計上をさせていただいております。

72ページをお願いいたします。

市債の増額補正につきましては、起債充当率の変更に伴うものでございます。

次、73ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

1目の総務費で補助金のマイナス700千円につきましては、ゆうゆう水洗化貯金奨励金を接続件数、あるいは1基当たりの補助金の実績見込みによりまして減額をするものでございます。

2目の管理費で需用費につきましては、浄化センター稼働後の実績及び今後の支出見込みにより、減額をするもので、使用料及び賃借料につきましては、リース予定物件を補助対象の機械設備工事費に組み込み、購入をしたために、需用費へ組み替えをお願いするものでございます。

議案第177号につきましては、以上でございます。

次、75ページをお願いいたします。

議案第178号 平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、補償費の確定に伴い、歳出予算の組み替えをお願いするもので、予算総額の変更はございません。

補正の内容でございますが、補償費を1,600千円減額し、事業の進捗を図るため、工事請

負費へ組み替えるものでございます。

議案第178号につきましては、以上でございます。

次、78ページをお願いいたします。

議案第179号 平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、前議案同様、歳出予算の組み替えをお願いするもので、予算総額の変更はございません。

では、80ページをお願いいたします。

事項別明細書の歳出について申し上げます。

説明欄でございますが、交付金Bにつきましては、22節の補償、補填及び賠償金を補償費の確定により1,744千円減額し、その分を工事請負費へ組み替えるものでございます。

保留地処分で19節・負担金のマイナス8,000千円の内訳は、中井手橋の歩道拡幅工事負担金を事業費の確定に伴い、9,000千円減額をし、水道管の布設工事負担金を1,000千円増額するものでございます。減額相当額8,000千円を今回工事請負費に組み替えをお願いするものでございます。

議案第179号につきましては、以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

議長（山口 要君）

次に、議案第180号について説明を求めます。水道課長。

水道課長（角 勝義君）

それでは、議案第180号 平成18年度嬉野市水道事業会計補正予算（第3号）の説明を申し上げます。

第2条の中の収入でございますけれども、第1款・資本的収入、第1項・工事負担金1,000千円を増額補正いたしまして、計の14,002千円補正するものでございます。この1,000千円の内訳といたしましては、第八区画整理からの負担金でございます。

第2項の他会計補助金7,349千円増額補正をいたしまして、44,193千円にするものでございます。この7,349千円の内容といたしましては、今現在、水道統合事業の基本計画を作成中でございます。それに伴う県合併交付金の額でございます。実は7,350千円ですけれども、千円の科目設置をしておりますので、7,349千円ということでございます。

それから、第3項の他会計負担金ですけれども、650千円増額補正いたしまして、1,552千円にするものでございます。この650千円については、先ほど一般会計の方から説明ございましたように、畦川内の消火栓移設費の負担金でございます。

そういうことで、資本的収入合計59,747千円にするものでございます。

それから、第1款、資本的支出ですけれども、第1項の建設改良費でございます。7,000千円の減額をいたしまして、計の57,054千円にするものでございます。この7,000千円減額といたしましては、水道統合整備事業の基本計画を作成中ですけれども、入札減が生じております。8,650千円が入札減でございます。それに伴って第八の工事費の増、それから消火栓の650千円の工事費の増、差し引きまして7,000千円減額をするものでございます。

そういうことで、資本的支出の合計を211,395千円にするものでございます。

議案資料の4ページ、5ページに詳しく説明しているとおりでございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

議長（山口 要君）

これで議案の細部説明を終わります。

お諮りいたします。

議案第151号から諮問第5号までの33件につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第151号から諮問第5号までの33件につきましては、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時38分 休憩

午前11時39分 再開

議長（山口 要君）

再開いたします。

それでは、続行いたします。

日程第36、委員長報告を議題といたします。

継続審査としておりました議案第132号 平成17年度塩田町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第150号 平成17年度嬉野市水道事業会計決算認定についてまでの19件につ

きましては、閉会中の継続審査として、平成17年度一般会計及び小学校組合歳入歳出決算審査特別委員会と平成17年度特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算審査特別委員会に付託をし、審査をお願いしておりましたので、その結果について、各特別委員長に報告を求めます。

まず、平成17年度一般会計及び小学校組合歳入歳出決算審査特別委員会の審査報告を求めます。平野昭義特別委員長。

平成17年度一般会計及び小学校組合歳入歳出決算審査特別委員長（平野昭義君）

では、ただいまから平成17年度一般会計及び小学校組合歳入歳出決算審査特別委員会の報告をいたします。

まず、地方自治法第233条第3項の規定により、平成18年9月定例議会で付託された下記の議案について審査を行ったので、嬉野市議会会議規則第100条の規定により、報告をいたします。

議案第132号 平成17年度塩田町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第136号 平成17年度嬉野町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第142号 平成17年度塩田町・嬉野町小学校組合歳入歳出決算認定について、議案第143号 平成17年度嬉野市一般会計歳入歳出決算認定について。

審査日は平成18年10月16日、17日、19日、及び23日の4日間いたしました。

認定された議案は、議案第132号、同じく136号、142号、143号の4議案であります。

審査の意見といたしまして、平成17年度塩田町、嬉野町、嬉野市一般会計歳入歳出決算審査並びに平成17年度塩田町・嬉野町小学校組合歳入歳出決算審査については、決算書及び決算資料を踏まえ、限られた日程の中で、各担当課の説明及び詳細な意見聴取を行いながら審査を実施しました。

その結果、厳しい財政状況の中で、健全な運営が執行されていることを確認し、認定しました。

なお、今後より一層の成果を目指すべく、次の事項を委員会の意見といたします。

各担当課における決算審査の内容を報告します。

順序的に行きますと、

（財政課）

財政については、旧両町から引き継いでおり、収入未済額や予算の流用が多く見られます

が、合併前後の状況から、ある程度やむを得ないと考える。しかしながら、今後はさらなる徴収努力と予算の適正執行に努め、専決処分並びに予算流用についてはやむを得ない場合に限るべきで、通常は議会の議決によるべきものである。

（総務課）

行政嘱託員については、現在、塩田町54名、嬉野町34名である。今後、行政改革の中で行政嘱託員の数の見直しも検討すべきである。

（地域振興課）

地域コミュニティの育成は嬉野市の将来に欠かせないものである。早急にモデル地区を指定し、推進すべきである。

（保健環境課）

嬉野町における中継基地へのごみ搬入については、分別せずに持ち込みされているとのことであるが、市報、チラシなど市民への周知徹底を図るべきである。また、合併により使用されなくなった旧両町のごみ袋については、在庫が大量にあり、これについては美化活動などに利用されるとのことであるが、さらなる有効利用を望みます。

（市民税務課）

新市において固定資産税の滞納は、現年度分712件、88,000千円、滞納繰り越し分1,519件、443,000千円となっています。また、滞納額が多い者で2億円ほどで、滞納額の半分程度の方が上位10人を占めておられます。今後は滞納者の情報収集に努め、強制執行を含めた適切な徴収に努めるべきである。

（農林課）

研修センター、ふれあいセンターなど使用料については、年間40千円程度の収入であるのに対し、支出は光熱費だけでも1,150千円程度となっており、収支不均衡である。受益者負担の観点から、使用料の見直しを検討すべきである。また、広川原キャンプ場については、コテージの利用がふえており、また、現在の営業期間外の春休みについても利用希望があると聞く。早急に利用者のニーズに対応した施設の整備と期間の設定を検討すべきである。

次に、（商工観光課）

観光費の委託料1,530千円「佐賀空港・長崎空港電照広告」については、費用対効果面から、より効果的な広告に切りかえるべきである。

（福祉課）

保育料の収入未済額は単年度4,950千円、累計では10,000千円である。滞納額は毎年1,000千円ずつ増加しており、収納対策についてはさらなる徴収努力を望みます。

(学校教育課)

給食センターの警備については、塩田町は5年契約、嬉野町は単年度契約になっており、年間の委託料が2倍ほどの格差となっている。この点については早急に検討し、経費の節減を図るべきである。

また、塩田学校給食センター調理員は全員非常勤で雇用期間が限定されている。今後も安全な給食が提供できるよう、関係者の意見を聞きながら、人的体制の整備をしなければならない。

奨学資金貸付事業の収入未済額は21件、1,660千円程度で、増大すれば今後の貸付業務の運営に支障を来すので、償還金の回収には全力で当たるべきである。

また、スクールアドバイザー、TTについては、今後も必要であり、十分な予算措置をすべきである。

(社会教育課)

社会教育課所管の公共施設の利用料金については、受益者負担の面からも早急に適正な料金設定を検討すべきである。

(建設課)

公有水面占有料は旧塩田町においては徴収されてきたが、旧嬉野町では徴収されていない。新市では18年度は経過措置として徴収せず、19年度から徴収することになっている。この問題については早急に検討すべきである。

まとめといたしまして、合併により業務の一元化が求められており、財産管理については、管財で一括管理を行い、広域的な施設の管理運営をすべきである。また、施設の貸し付けに伴う使用料設定についても、適切な料金設定を検討すべきである。

決算に当たり大きな問題となるのが税等の収入未済、不納欠損である。健全な財政運営のため、市税・使用料等の確実な収納が非常に重要であり、今後もなお一層努力すべきであると思います。

以上で決算審査特別委員会の審査の報告を終わります。

議長(山口 要君)

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

12番（太田重喜君）

税務課の方ですけど、私たち嬉野の議員ばしとときは、1団体で2億円という数字は全く聞いたことなかったもんで、今まで伏せてあったのか、大分私たちもどこに幾らあるかということでも、守秘義務だ、その他で聞かせてもらっとらんやったわけですけど、ここに1カ所で2億という数字でびっくりしとるわけですけど、これは間違いはないんですか、どうですか。この点の確認だけです。

平成17年度一般会計及び小学校組合歳入歳出決算審査特別委員長（平野昭義君）

これは決算の中で数字的に出てきて、それを審査の中でして記録しておりましたから、間違いはないと思います。

議長（山口 要君）

いいですね。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、平成17年度特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算審査特別委員会の審査報告を求めます。西村信夫特別委員長。

平成17年度特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算審査特別委員長（西村信夫君）

平成17年度特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算審査特別委員会としての審査報告を行います。

特別委員会審査報告書

これより地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成18年9月定例議会で付託された下記議案について審査を行ったので、嬉野市議会会議規則第100条の規定により、報告をいたします。

事件名は、議案第133号の平成17年度塩田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから議案第150号の平成17年度嬉野市水道事業会計決算認定についてまでの15議案でございます。

審査日は、本年10月16日、17日、19日の3日間で行いました。

次に、審査の結果でございますが、議案第133号、134号、135号、137号、138号、139号、140号、141号、144号、145号、146号、147号、148号、149号、150号、いずれの15議案とも

認定といたしました。

次に、審査報告でございます。

平成17年度塩田町・嬉野町・嬉野市特別会計歳入歳出決算及び平成17年度嬉野市水道事業会計決算について、担当各部課より提出された決算資料等に基づき審査を行い、昨今の厳しい経済事情と三位一体改革による地方財政悪化の中にもかかわらず、各特別会計予算は目的とする事業遂行を適切に処理しているものと認定をした。

以下、特別会計ごとに委員会の意見を報告いたします。

議案第133号、137号、144号、塩田町・嬉野町・嬉野市国民健康保険費特別会計について。

医療給付費の増加に連動して関連諸費も増加をたどっており、社会保障及び社会福祉予算の抑制化も進み、被保険者の負担並びに自治体の支出も増加傾向にあるが、多くは国の制度に基づくものであり、被保険者の負担と自治体の裁量は限界に達しておる。また、経済不況を反映したものとはいえ、国保税の徴収率の低下も揺るがせにできない問題であり、徴収係の要員の見直し等も含め、徴収体制の強化に一層の努力を望みたい。

さらに医療無受診者への表彰制度は、その効果も含め、再度見直しを検討すべきである。

健康推進事業は、各種健診の受診率の向上及び各地区に保健推進委員の配置など、総合的な保健施策の展開が必要である。

次に、議案第134号、138号、145号、塩田町・嬉野町・嬉野市老人会計特別会計について報告をいたします。

被保険者は、対象年齢の引き上げに伴い、年次的に減少傾向にあるが、医療システムの高度化、診療報酬の改正などによって、高額医療対象者と高額医療費は増加の一途をたどっている。また、医療費の実態として、被保険者の多重受診や医療機関による患者の重複検査など、改善されなければならない問題点も多い。

なお、本市の老人医療費は県下でも高い方から上位にランクをされている。健康増進策として、保健指導の強化を初め、保健師、管理栄養士など専門職の適正な人員配置が検討されるべきである。

議案第135号、146号、塩田町・嬉野市農業集落排水事業特別会計について報告をいたします。

美野地区、上久間地区、馬場下地区が現在供用開始、宅内接続率は現在72%である。この事業は排水施設の工事完了後、3年以内に接続が義務づけられているが、近年の社会経済環

境の悪化などで、接続状況に大幅なおくれが生じている。今後、農業集落排水事業の円滑な経営と財政負担の軽減のため、接続率の向上が急務であり、一層の努力が望まれる。

また、五町田、谷所地区も18年度から事業開始、23年度完了の計画である。全戸接続達成に向けて接続準備制度「ゆうゆう水洗化預金」の積極的な推進と事業に対する啓蒙活動を要望する。

また、未施工地域の早期事業計画書を策定し、町内の環境整備に地域格差が生じないように十分考慮すべきである。

次に、議案第141号、147号、嬉野町・嬉野市公共下水道事業特別会計について報告をいたします。

当面の課題として、公共下水道の円滑な経営と財政負担の軽減のため、加入率を向上させなければならない。しかしながら、水洗化のため宅内改装には多額の出費が強いられることから、公共下水道の加入を阻害する要因ともなりやすい。したがって、加入促進に向けて市民の啓蒙活動を強化されたい。

次に、議案第139号、140号、148号、149号、嬉野町・嬉野市第七・第八土地区画整理事業会計について報告をいたします。

交付金の減少等による事業費への影響を抱えながらも、全体として計画に沿った進捗率を維持している。この事業は嬉野の中心地区でもあることから、早期完成を求めるものである。区画整理が進捗するに従って、交通量もさらに増加すると思われる。生活道路と基幹道路の利便的な結合とあわせて、費用対効果にすぐれた道路網の整備と十分な交通安全対策を考慮されたい。また、保留地の処分について精力的に取り組むべきである。

議案第150号 嬉野市水道事業会計について意見報告をいたします。

本市の水道事業の給水体制を初め、事業形態にさまざまな相違があり、水道料金の格差を発生させている。水道料金の統一に向けて、審議会での速やかな協議が望まれるが、旧嬉野町は大口利用者も多いことから、慎重な対応を求めている。

資金運用については、水道事業の中・長期財政計画を策定し、効率的な財政運営と健全な水道事業の推進に努められたい。

また、増加傾向にある未収金については、近年の経済状況の悪化を反映したものであることは承知するが、生活、生命、福祉などの観点に必要な配慮を行いながら、十分な対策を講じられるべきである。

総括意見といたしまして、国民健康保険及び老人保健会計においては、制度の趣旨を有効かつ弾力的に運用し、今後とも住民福祉の立場からの円滑な運営を望むものである。

区画整理事業や公共下水道事業及び農業集落排水事業については、将来的なまちづくりの観点からも、必要に応じた事業の見直しはもちろんのこと、効果的な整備事業を推進するよう要望する。特に区画整理事業区域の保留地については、積極的な処分政策の展開を求めるものである。

水道事業は、水道料金の統一に向けて審議会での速やかな協議が望まれるが、大口利用者の負担が大きくなることから、慎重な対応を求めている。

なお、各会計ともに予算の執行状況は適正と判断されるが、これからも財政状況は厳しく、予算の歳出削減が求められることから、行政に課せられた税の有効かつ効率的な活用という観点からも、担当部課による細密な予算精査を要望しておく。

以上、まとめとして委員会の報告といたします。

議長（山口 要君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第37．これより決算認定を行います。

議案第132号 平成17年度塩田町一般会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第132号について採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第132号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第133号 平成17年度塩田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第133号について採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第133号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第134号 平成17年度塩田町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第134号について採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第134号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第135号 平成17年度塩田町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第135号について採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第135号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第136号 平成17年度嬉野町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行いま

す。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第136号について採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第136号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第137号 平成17年度嬉野町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第137号について採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第137号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第138号 平成17年度嬉野町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第138号について採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第138号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第139号 平成17年度嬉野町都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第139号について採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第139号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第140号 平成17年度嬉野町嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第140号について採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第140号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第141号 平成17年度嬉野町都市計画下水道事業嬉野町公共下水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第141号について採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第141号は委員長報告のとおり認定することに決

定いたしました。

次に、議案第142号 平成17年度塩田町・嬉野町小学校組合歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第142号について採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第142号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第143号 平成17年度嬉野市一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第143号について採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第143号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第144号 平成17年度嬉野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第144号について採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第144号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第145号 平成17年度嬉野市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第145号について採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第145号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第146号 平成17年度嬉野市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第146号について採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第146号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第147号 平成17年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第147号について採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第147号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第148号 平成17年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第148号について採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第148号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第149号 平成17年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第149号について採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第149号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第150号 平成17年度嬉野市水道事業会計決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第150号について採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第150号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第38．委員長報告を議題といたします。

閉会中、各常任委員会に付託しておりました調査事件について、各委員長に報告を求めます。野副道夫総務企画常任委員長。

総務企画常任委員長（野副道夫君）

総務企画常任委員会の報告をいたしたいと思いますが、報告の前に、文字の訂正をお願いしたいと思います。

調査をした理由の第1行目なのですが、「17年9月1日、中条市」とあるのは「中条町」と御訂正をお願いします。

それから、もう1点は、委員会の意見、最終のページです、9ページですが、上から9行目、「現在では、中条市」とありますが、ここも「中条町」と御訂正をお願いしたいと思います。

それでは、ただいまから総務企画常任委員会の報告を行います。

平成18年9月議会で付託された下記事件の調査結果を嬉野市議会会議規則第100条の規定により報告をいたします。

付託事件につきましては、まちづくりについてであります。

総務企画常任委員会では、上記付託事件調査のため、平成18年11月8日から10日までの3日間の日程で、新潟県胎内市と南魚沼郡の湯沢町を調査いたしました。胎内市の旧黒川村と越後湯沢駅の中の温泉、越後のお酒ミュージアム「ぼんしゅ館」を調査いたしました。胎内市では、公営施設の現状について、それから「ぼんしゅ館」では、駅の中の温泉活用と経営状況について調査をいたしました。

調査をいたしました理由は、胎内市は平成17年9月1日、中条町と黒川村の1町1村が合併をし、人口3万3,000人、平成18年度予算は147億円の小さな市でございますが、旧黒川村は人口は6,700人の積雪の多い村で出稼ぎが多く、この現状から脱却を目指して、観光産業に力を入れてきた村であります。4カ所のホテルを初め、その他30有余に及ぶ公営施設が経営をされており、合併後は市に引き継がれているものの、小さな市の中でこれらの経営をし

ていくことは至難の業であり、その現状について調査をいたしました。

また、越後のお酒ミュージアム「ぼんしゅ館」につきましては、新幹線越後湯沢駅構内において、温泉を活用した施設が経営されていることから、その内情を調査いたしました。

それぞれの町の資料は中間につけております。

最後、9ページになりますが、委員会の意見として、旧黒川村は積雪の多い村で、出稼ぎに加えて、流出人口が増加をし、財政的にも厳しい中に思い切った施策で公営による施設運営により、観光事業に力を入れ、出稼ぎ対策として、スキー場の開設、夏場にはスキー場の職員を継続させる手段として、ゴルフ場の開設など、数多くの公営施設を経営しておられる村でございました。農畜産物まで公営で行っている村でございます。

また、一方では、企業誘致には村を挙げて取り組み、中小企業整備機構とタイアップをしながら、村を挙げてトップセールスを初めとする東京事務所の開設、東京事務所では、6年間の開設を行ったというようなことでございます。

議会には特別委員会を設置するなど、前向きに取り組んでこられた結果として、大小17社の企業を誘致することができたということでもあります。現在では、中条町と合併し、事業はすべて新市、胎内市に引き継がれ、中には負の資産もあるわけですが、定住人口の増加を求める村の取り組みは、損得を抜きにして手を打ってこられ、その姿勢には評価すべきところがございました。

嬉野市においても、このことを参考にされ、思い切った施策をとられることが必要であるというふうに感じたわけでございます。

また、越後湯沢駅構内に開設をされている越後のお酒ミュージアム「ぼんしゅ館」につきましては、JR関連会社である越後ステーション開発株式会社が経営を行っていましたが、経営不振によって成り立たなくなったために、施設を借り受けて経営をされている民営の施設でございます。内容は、お土産の販売、食堂、地酒、魚沼産コシヒカリの販売などがあり、特に利き酒コーナーでは、新潟県内全蔵元の96社の酒が試飲できるシステムになっておりました。さらに温泉では、5トンのお湯に4リッターの酒を入れた酒ぶるが美肌効果と湯冷めしない湯ということで、スキー帰りの客が多く利用し、地元の人には会員券の利用も非常に多いということでございます。泉源は町内3カ所にあるわけですが、すべてのお湯が集中管理をされておりまして、館のスタッフは15名で、そのうち正式の社員は3名でございました。年間の総売上が5億円ということでございます。

嬉野市においても、源泉の集中管理は長い間の懸案事項であり、古湯再建を機に、集中管理は早急に解決するよう努力されることを望む。

以上でございます。

議長（山口 要君）

ただいまの報告に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件については委員長報告のとおり了承したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

まちづくりについては、委員長報告のとおり了承することに決定をいたしました。

次に、文教厚生常任委員会の付託事件、福祉問題についてを報告を求めます。神近勝彦文教厚生常任委員長。

文教厚生常任委員長（神近勝彦君）

平成18年9月議会で付託されました文教厚生常任委員会の各付託事件の調査結果を嬉野市議会規則第100条の規定により報告いたします。

付託事件、福祉問題について。

本委員会に付託されました事件について、平成18年11月28、29、30日に、広島県大竹市と尾道市を現地視察、調査を行いました。

視察、調査した理由としましては、嬉野市の国民健康保険税の収納率、これにつきましては、ここ数年、低下の傾向が続き、平成17年度の収納率は91.7%の見込みでございます。そのような厳しい中で今回視察をしました広島県大竹市、人口規模3万127人と、人口規模につきましては、嬉野市とほとんど変わりません。しかし、産業構造は工業地帯の市でありまして、自主財源率も45.5%とかなり高い方でありまして、そういう中で、大竹市におきましても、低下傾向にありました徴収が、17年度の徴収率が95.11%と好転をしてみられました。

その理由としましては、厳格な収納対策の実施、また、情報の早期分析によって指導を推進され、自主的な収納が進むように努力をされておられます。また、歳出につきましては、嬉野市でも行っておりますが、各種の事業を行っております。そういう中で脳ドック、人

間ドック、歯科検診については20歳以上と、対象者が大幅にやられております。また、国保ヘルスアップ事業というものにつきましては、毎年100名の状況に応じた運動、食事のプログラムを作成して、日々の健康保持に努力をされております。

また、尾道市におきましては、地域包括支援センターを視察してまいりました。直営が2カ所、委託が4カ所と、直営、委託の連立方式を採用されております。特に人口が密集しております中央部、ここでは医師会が中心となって、高齢者在宅医療ケアシステムを確立、実施されておられます。特色としましては、医師会が推進してきました主治医機能、これを特定高齢者の状態把握から改善まで網羅して、主治医が特定高齢者の状態を常時把握する取り組みを今後は考えられておられるということでありました。

委員会の意見として、国民健康保険税の収納対策、これにつきましては、嬉野市においても以前から積極的な対策を行ってまいりましたが、現在の急激な低下に歯どめがかかっておられません。大竹市を視察しましたところ、やはり国税、あるいは県税からの指導、研修をさらに行うことが必要であるのではないのでしょうか。

また、短期証明書、資格証明書の発行についても、税務課、福祉課、横断的な連携をして、相談や指導を常時行い、発行の減少と自主収納の意識向上を図るべきだと思います。

保健事業につきましては、先ほど申し上げましたように、ほぼ大竹市と同様な事業を行っているわけですが、20歳からを対象とされているという点が大きな違いであります。財政の裏づけがなくてはできませんが、今後、嬉野市においても対象者を拡大していく必要があると感じました。

以上であります。

議長（山口 要君）

ただいまの報告に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件については委員長報告のとおり了承したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。福祉問題については、委員長報告のとおり了承することに決定いたしました。

次に、産業建設常任委員会に付託事件、農業及び観光問題について報告を求めます。川原等常任委員長。

産業建設常任委員長（川原 等君）

産業建設常任委員会の報告をいたします。

平成18年9月議会で付託された下記事項の調査結果を嬉野市議会会議規則第100条の規定により報告をいたします。

付託事件、農業及び観光問題について。

産業建設常任委員会は、10月26日から28日にかけて、滋賀県甲賀市水口町の「酒人ふぁ～む」と奈良県橿原市今井町の重要伝統的建造物群保存地区の整備状況を視察いたしました。

「酒人ふぁ～む」は、集落営農ビジョンを平成9年に策定し、平成14年には農事組合法人として、耕作面積39ヘクタールで、組合員のほとんどが第2種兼業農家という条件でありながら、意欲ある取り組みをされておりました。法人化されたいきさつは、昭和30年代に町村合併があり、早くから町内外に多くの工業団地が立地され、また、京都や大阪への通勤圏内であることから、雇用の場が潤沢であったため、父親が勤めに出るようになり、1戸当たり平均80アールの農家はサラリーの賃金を農業につぎ込んで何とか維持をしておられましたが、定年してからは農業一本での生活ができず、農業をやめたいという話が多くなってきた。

そのような中で、「人の和と、集落の和」を基本に、若きオペレーターが目的を持って歩む、そんな集落を夢見て、酒人に住む農家みずからが考え、集落一農場方式による営農を押し進めてこられました。「人は、ひとのため成らずして、人にあらず」と激変する農業情勢に対応し、創意工夫ある米ビジネスを展開し、組合員の共同の利益を確保しつつ、農村集落酒人を維持発展させるため頑張っておられます。

しかし、集落型農業法人の収益性の悪さは、経営耕地が限られており、米の販売価格の低下がそのまま収益性の悪さにつながっており、これからの米の価格の状況を考慮すると、今後ますます厳しくなることは明らかと思われることから、生産調整による麦、大豆の売り上げを上げるために、今後は多集落の営農組合と連携し、経営面積の拡大を図っていく必要があります。また、少額であっても日銭が入ることは法人経営を行うについての大きなメリットであり、経営維持には欠かすことができないということで、現在取り組んでおられる露地、軟弱野菜の販売など、業務内容の多角化が今後の集落営農法人の生きる道と判断され、経営方針の最重要課題ととらえ行動していくとのことであった。

委員会の意見として、嬉野市も集落営農組合設立が本年度より始まりましたが、先進地「酒人ふぁ～む」などの実績も参考にさせていただき、集落営農組織で技術力を高め、特徴のある米づくり、また、減農薬、減化学肥料による人体と環境にこだわった作物の生産を目指し、各農家が組合組織として力を合わせ、将来にわたり維持していける農業を目指してもらいたいと考えております。

次に、今井町は、昭和30年、東京大学による町家調査が行われ、32年、今西家が重要文化財に指定を受けておられます。その後、平成2年に今井町町並み保存対策準備室を開設し、5年に重要伝統的建造物群保存地区に選定をされておられます。

東西600メートル、南北310メートル、約17.4ヘクタールの地区内は、迷路のような昔ながらの街区が存在し、道の西側には現在も多くの伝統的な様式を持つ町家が周囲の環境と相まって建ち、指定建築物も多く残しておられます。静かなたたずまいの中で人々が住み続けている生きた文化財の宝庫ともいえる町でありました。

小公園や中庭などに40～80トンの防火水槽が6基整備され、消火栓や通路の外壁部分に格子で囲んだ消火器も設置されており、防火対策には十分に配慮をされておりました。

修復対象家屋500棟のうち230棟が修復済みであり、一步地区内に足を踏み込むと、江戸時代に逆戻りしたかのような思いを受けました。

今後の課題として、空き家が多くなってきているため、NPO法人を立ち上げ、町並み環境協議会にも相談し、空き家の利活用や再生を目指しておられました。

委員会の意見として、嬉野市の塩田津の復興はまだ始まったばかりであり、本年度4軒の修復に取りかかることになるが、今後、町並みの50%程度の修復が進めば、そのすばらしさが実感できるのではないかと思います。塩田津を観光名所の一つとして、ほかの旧跡と結びつけ、嬉野市の観光地としての魅力をより高めるためにも、早急に修復が進むような政策を進めることが重要であると感じました。

また、今回の視察先である滋賀県甲賀市、奈良県橿原市の担当課には誠心誠意対応をしていただき、お客様を迎える姿勢には敬服すべきものがありました。嬉野市においても、視察で来られた方に満足していただけるように、対応にはさらなる工夫と努力をお願いしたいと思います。

以上で報告を終わります。

議長（山口 要君）

ただいまの報告に対して質疑ありませんか。20番山田議員。

20番（山田伊佐男君）

委員会の意見の中で、中ほどですけれども、いわゆる塩田津について触れられておるわけですが、その中で早期に修復が進むような政策を進めることが重要であると感じたというふうに委員会の意見を出しておられるわけですね。それは今井町を見て、そういう具体的な国からの補助とか受けなくて政策があったのか、それか、もう一つは、ほかのソフト面等こういう提言をされているのか、そこら辺だけちょっとお伺いをします。

産業建設常任委員長（川原 等君）

一つは、この今井町だけの問題じゃなくて、前回もうきは市の方にも行きました。その中でもいろいろ話を聞いていく中で、一つは家を修復したいと、そのとき家主さんが決断されたときに、結局、市の予算がなければ何軒かは修復ができないという状況が多々あったと思います。今後も嬉野でも今の状態でいけば、そういう傾向あると思います。その中で福岡市の方では申し込みがあった物件については、すべてを引き受けるというようなやり方もありましたし、その地区によって、やっぱり財政的な問題もあるでしょうけれども、いろんな考え方あると思うんです。だから、そういうことを一つ加味して、この文言を入れました。

以上でございます。

議長（山口 要君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件については委員長報告のとおり了承したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。農業及び観光問題については委員長報告のとおり了承することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。どうもお疲れさまでございました。

午後0時30分 散会